

集合住宅向け
コージェネレーションシステム契約
(一般ガス選択約款)

平成27年9月1日実施

(平成27年7月30日届出)

北海道ガス株式会社

目 次

1. 目 的.....	1
2. 選択約款の届出及び変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	1
5. 契約の締結.....	2
6. 使用量の算定.....	3
7. 料 金.....	3
8. 延滞利息.....	3
9. 単位料金の調整.....	4
10. 名義の変更.....	4
11. 契約の変更又は解消.....	5
12. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額.....	5
13. 精算額の支払方法.....	5
14. 本支管工事費の精算.....	6
15. その他.....	6
付 則.....	6
別 表	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	7
2. 料金表（集合住宅向けコージェネレーションシステム契約）.....	8

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、北海道経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更して、北海道経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

この選択約款及び需給契約において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電併給システムをいいます。
- (2) 「集合住宅」とは、一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段などを共有しているものや二つ以上の住宅を結合して建てた建物及び寮、寄宿舎等生計を共にしない者の集まりを居住させる建物をいいます。
- (3) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、契約期間中の12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）、2月使用分（1月検針日の翌日から2月検針日まで）、3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の4か月間をいいます。
- (7) 「契約最大需要期月平均使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量の合計を4で除した量をいいます（小数点以下四捨五入）。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。
- (10) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) コージェネレーションシステムを、集合住宅の共用部（専ら当該集合住宅の住人のためのもの。以下同じ。）及び各住宅向けに使用する需要で、その他のガス機器がある場合は、その共用部で使用すること。
- (2) コージェネレーションシステムで発生した排熱を共用部のために使用する機器（共用部と各住宅の両方のために使用する場合を含む。）及び各住宅に設置する機器で使用すること。

(3) ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が下表の基準を満たしていること。

なお、「コージェネレーションシステムで発生した排熱を使用する機器の出力」には、当該集合住宅の共用部及び各住宅に対して暖房・給湯を行うシステムに係る全てのボイラー等の出力を合計したものを含みます。

コージェネレーションシステムで発生した排熱を使用する機器の出力	ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）
700キロワット未満	5キロワット以上
700キロワット以上	10キロワット以上

(4) 契約年間使用量が契約使用可能量の700倍（小数点以下切り捨て）以上であること。

5. 契約の締結

(1) お客様は、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客様は、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社はコージェネレーションシステム及びその他の機器の規模、同一需要の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約最大需要期月平均使用量
- ③ 契約年間使用量
- ④ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

なお、実績最大需要期月平均使用量が、2年間連続して契約最大需要期月平均使用量の110パーセントを超えた場合で、当社がやむをえないと判断した場合以外は、翌年度の契約使用量をお客さまとの協議によって改定することとし、この場合、翌年度の契約最大需要期月平均使用量は、当該2年間の平均最大需要期月平均使用量（小数点以下四捨五入）以上といたします。

(4) この選択約款を契約されたお客さまが、契約期間のガスの使用実績が4の適用条件を満たさなかった場合には、契約期間満了となった時点から1年、この選択約款に基づく契約をすることができません。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合、又は4の適用条件を満たさなかった場合で当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

(5) 継続して1年間以上当社からガス供給を受けているお客さまで、過去1年間のガスの使用実績が4の適用条件を満たしていない場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しないことがあります。ただし、過去1年間に新たにコージェネレーションシステムを設置した場合はこの限りではありません。

(6) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまから、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りで

はありません（(5)において同じ）。

- (7) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (8) 当社は、お客さまと当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274パーセント
(1円未満の端数切り捨て)

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、別表の1（5）のとおりといたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

66,310円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が106,090円以上となった場合は、106,090円といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9503$$

$$+ \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0546$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者

に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

1 1. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2 (2) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合 (4の適用条件を満たさなくなった場合を含む) には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

1 2. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、1 1 (1) の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは1 1 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額 (消費税等相当額を含みます。) を申し受けます。また、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします (小数点以下切り捨て)。

精算額に含まれる消費税等相当額=精算額×消費税率÷ (1 +消費税率)

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途解消} \\ \text{精算額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量又は契約最大需要期月平均使用量をそれまでの契約使用可能量又は契約最大需要期月平均使用量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途解消} \\ \text{精算額} \end{array} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{か月当たり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

1 3. 精算額の支払方法

1 2に定める契約の解消に伴う契約中途解消精算額は、原則として料金と同じ方法によりお支払いいただきます。

14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

15. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成27年9月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成27年8月31日まで集合住宅向けコージェネレーションシステム契約（一般ガス選択約款・以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成27年9月1日以降本選択約款が適用されるお客さまについては、平成27年9月1日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算定式により算定いたします。

(算定式)

料金 = (イ) 旧選択約款適用期間の料金 + (ロ) 本選択約款適用期間の料金

(イ) 旧選択約款適用期間の料金 (小数点以下の端数は切り捨て)
= 旧選択約款の基本料金 × D_1 / D + 旧選択約款の調整単位料金 × V_1

(ロ) 本選択約款適用期間の料金 (小数点以下の端数は切り捨て)
= 本選択約款の基本料金 × D_2 / D + 本選択約款の調整単位料金 × V_2

(備 考)

D = 料金算定期間の日数 (ただし、一般ガス供給約款に定める22(3)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合には、基本料金案分の算定式の D を30とする。)

D_1 = D のうち平成27年8月31日までの期間に属する日数

D_2 = D のうち平成27年9月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

V_1 = 旧選択約款適用期間の使用量

V_2 = 本選択約款適用期間の使用量

<本選択約款に基づく調整単位料金が旧選択約款の調整単位料金未満のとき>

$V_1 = V \times D_1 / D$ (小数点以下の端数は切り捨て)

$V_2 = V - V_1$

<本選択約款に基づく調整単位料金が旧選択約款の調整単位料金以上のとき>

$V_2 = V \times D_2 / D$ (小数点以下の端数は切り捨て)

$V_1 = V - V_2$

別 表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金とピーク期基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額、ピーク期基本料金はピーク期基本料金単価に契約最大需要期月平均使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。
料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表（集合住宅向けコージェネレーションシステム契約）（消費税等相当額を含みます。）

(1) 定額基本料金

1か月につき	13,500.00円
--------	------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	580.50円
------------	---------

(3) ピーク期基本料金単価

1立方メートルにつき	9.27円
------------	-------

(4) 基準単位料金

1立方メートルにつき	63.42円
------------	--------

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。